

「中間前金払制度」の導入について

目的 建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中で、請負業者への円滑な資金提供を図ることで、下請業者への適切な支払、建設業者の資金繰りの改善につなげる。

1. 中間前金払とは

工事請負において、当初の前金払（契約金額の4割）に加え、工期半ばで契約金額の2割を追加して行う前金払

2. 中間前金払の対象工事

契約金額が1件300万円以上で、当初の前金払がなされているもの

3. 中間前金払の割合

契約金額の10分の2以内

4. 支払要件

次の要件をすべて満たしている場合

- ① 工期が2分の1を経過していること
- ② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること（出来高が50%以上であること）
- ④ 既に前金払が支払い済みであること

5. 中間前金払の手続きの流れ

別紙参照のこと

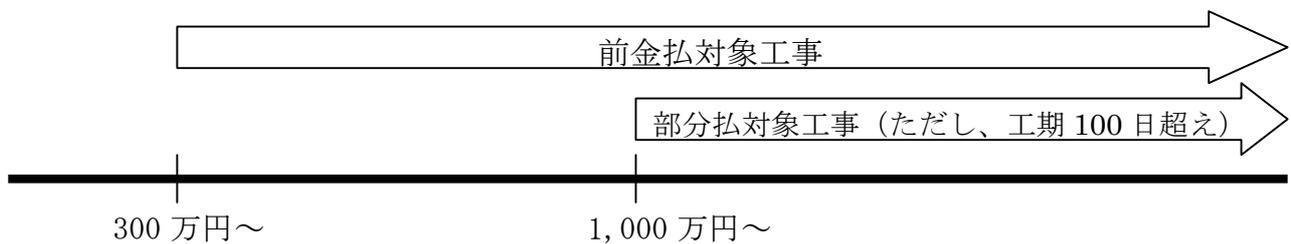
6. 導入時期

◎平成22年4月1日以降に契約締結を行ったもの

参 考

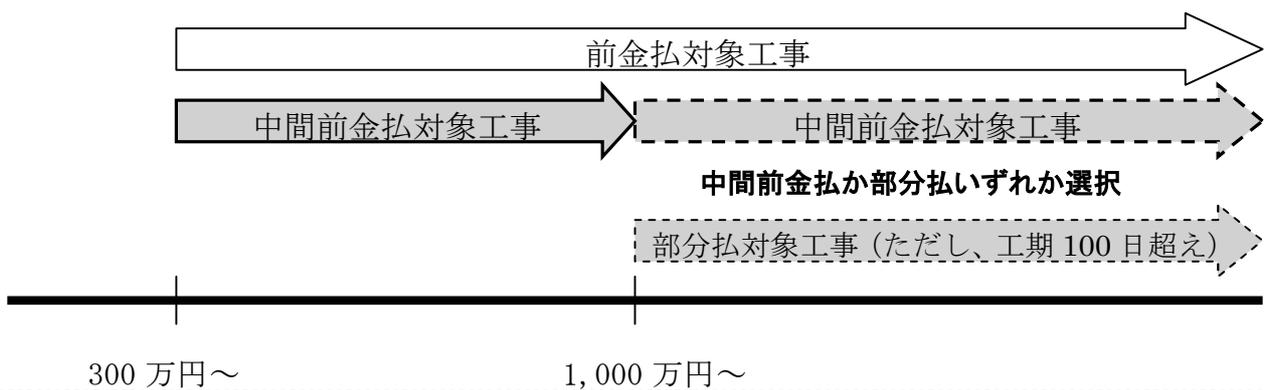
【現行】

区分	前 金 払	部分払
対象金額	契約金額300万円以上	契約金額1,000万円以上 (ただし、工期が100日を超えるもの)
率等	40%以内 ただし、1億円を超え10億円以内の額は30%以内 10億円を超える額は15%以内	工事の進捗状況に応じ限度額を設定 1,000万円以上5,000万円未満 1回 5,000万円以上1億円以下 2回 1億円を超えるとき 市長が定める回数

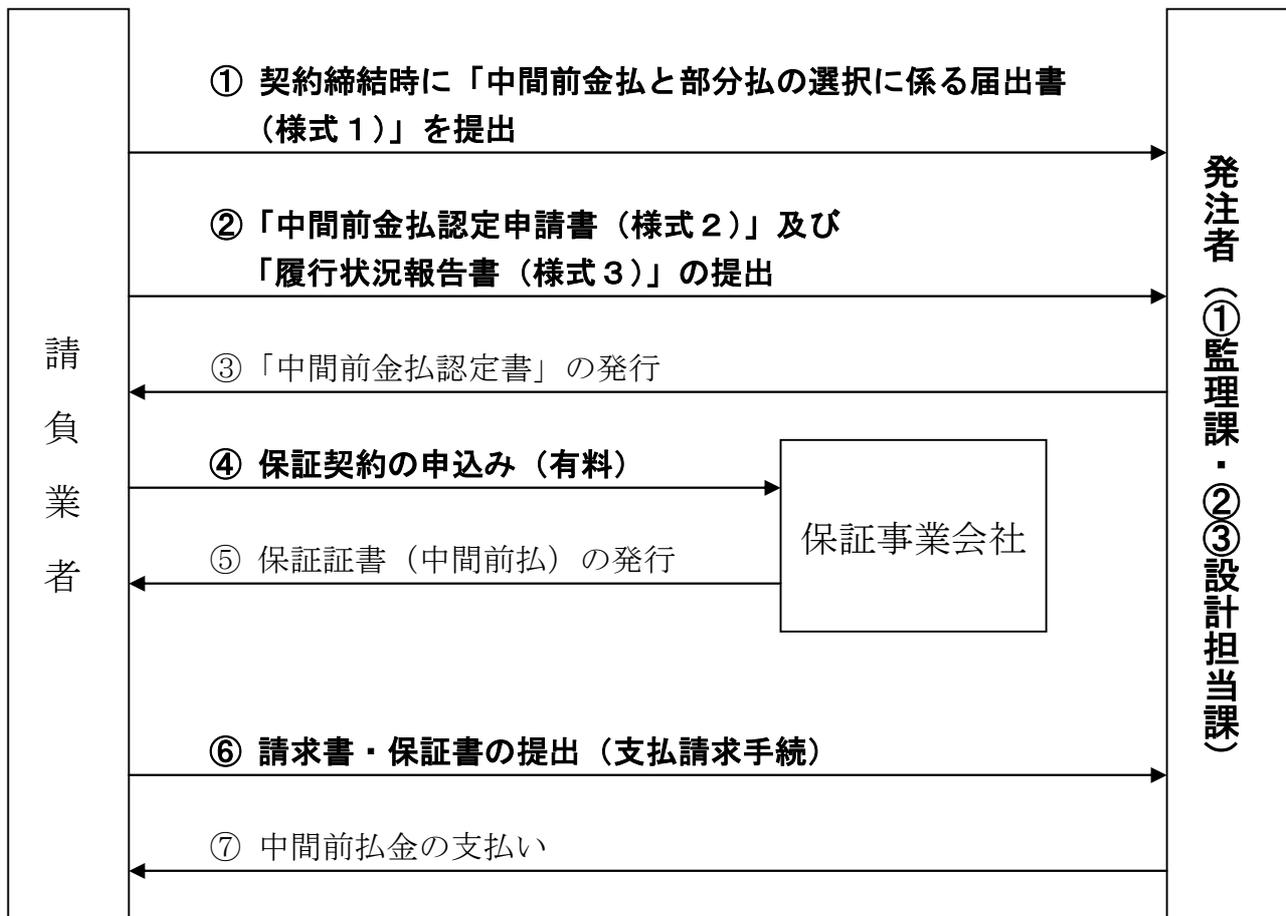


【改正】

区分	前 金 払	中間前金払	部分払
対象金額	同上	契約金額300万円以上	同上
率等	同上	20%以内	同上
その他		契約金額1,000万円以上、かつ工期が100日を超える場合は 中間前金払か部分払のいずれかを選択	



【中間前金払の手続きの流れ】



- ① 契約締結時に、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」を提出
- ② 中間前金を請求する場合は、中間前金払認定申請書等を設計担当課（監督員）へ提出
- ③ 設計担当課で支払要件の確認を行い、「中間前金払認定書」を発行
- ④ 中間前金払認定通知書を添付して、保証事業会社へ申込み（保証契約）
- ⑤ 保証事業会社は、書類審査等の後、保証証書（中間前払）を請負業者へ発行
- ⑥ 請求書と保証証書（中間前金払）を監理課へ提出
- ⑦ 請求日から 14 日以内に支払い